平成 28 年第 2 回 鴨川市国民健康保険運営協議会次第

日時 平成28年8月4日(木)

午前10時から

場所 市役所 4 階 4 0 0 会議室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長選出
- 4 会長あいさつ
- 5 議件
 - (1) 平成27年度国民健康保険特別会計決算について
 - (2)国民健康保険制度改革について
 - (3)その他
- 6 閉 会

鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期:平成27年4月1日~平成29年3月31日

氏 名	委員種別	職業	委嘱年月日	備考
村尾佳子	被保険者代表	主婦	平成 27 年 4 月 1 日	
樋 口 洋 子	被保険者代表	自 営 業	平成 27 年 4 月 1 日	
髙橋隆一	被保険者代表	無職	平成 27 年 7 月 1 日	
黒 野 秀 樹	保険医代表	歯 科 医 師	平成 27 年 4 月 1 日	
川上 正利	保険医代表	薬 剤 師	平成 27 年 4 月 1 日	
林宗寛	保険医代表	医 師	平成 27 年 4 月 1 日	
久 保 忠 一	公 益 代 表	市議会議員	平成 28 年 7 月 20 日	
佐々木 久之	公 益 代 表	市議会議員	平成 28 年 7 月 20 日	
鈴 木 邦 夫	公 益 代 表	無職	平成 27 年 4 月 1 日	
小木慎治	被用者保険等保険 者 代 表	全国健康保険協会 千葉支部 企画総務 グループリーダー	平成 27 年 4 月 1 日	

国民健康保険運営協議会関係法令等(抜粋)

国民健康保険法

昭和 33 年法律第 192 号

(国民健康保険運営協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、 市町村に国民健康保険運営協議会を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な 事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令

昭和 33 年政令第 362 号

(国民健康保険運営協議会の組織)

- 第3条 国民健康保険運営協議会(第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(会長)

- 第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、 全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

鴨川市国民健康保険条例

平成 17 年鴨川市条例第 113 号

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

- 第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。
 - (1) 被保険者を代表する委員 3人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
 - (3) 公益を代表する委員 3人
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

鴨川市国民健康保険条例施行規則 平成 17 年鴨川市規則第 87 号 (委員の委嘱)

第2条 条例第2条に規定する国民健康保険運営協議会(以下「協議会」 という。)の委員は、市長が委嘱する。

(補欠委員の委嘱)

- 第3条 市長は、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに補欠委員を委嘱する。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 辞任したとき。
 - (3) 禁固又は懲役に処せられたとき。

(会長)

- 第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 会長の選挙は、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者をもって当 選者とする。得票同数の者が2人以上あるときは、くじでこれを定め る。ただし、委員中に異議のないときは、他の方法を用いることがで きる。
- 3 会長に事故があるとき、その職務を代理する委員の選挙は、前項の規 定に準じて行う。

(招集)

- 第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 委員の3分の1以上から協議会招集の請求があったときは、会長は10 日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

(協議会の議長)

第6条 協議会の議長は、会長とする。

(審議事項の通知)

第7条 市長は、協議会の審議事項について、あらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(定足数)

- 第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 協議会に出席することのできない事情がある委員は、開会時刻前に会 長にその旨を届け出なければならない。

(議決の方法)

第9条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議 長の決するところによる。

(資料の要求)

- 第 10 条 協議会は、職務遂行上必要な資料を市長に要求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による要求があった場合は、これに応じなければならない。

(除斥)

第 11 条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関係する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、協議会に出席し、発言することができる。

(市長への報告)

第 12 条 会長は、協議会の審議した事項について会議録の写しを添えて その都度市長に報告しなければならない。

(会議録)

- 第 13 条 会長は、協議会の書記をして、協議会開催の都度会議録を作成し、署名しなければならない。
- 2 前項に定める会議録には、次に定める事項を記載する。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開会、閉会等に関する事項及びその日時
 - (3) 出席及び欠席委員の氏名
 - (4) 議題及びその審議の経過
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会長が重要と認める事項 (市長等の出席及び意見)
- 第 14 条 市長及び関係職員は、会議に出席し、又は意見を述べることができる。

(委員の辞任)

第 15 条 委員が辞任しようとするときは、その事由を具して市長に届け 出なければならない。

(庶務)

- 第16条 協議会に書記1人を置き、市長がこれを命ずる。
- 2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(協議会及び会長の印)

第17条 協議会及び会長の公印は、次表に定めるとおりとする。

公印の名称	寸法	書体	使用区分
	(ミリメートル)		
鴨川市国民健康保険	方 24	れい書	国民健康保険運営協議会名で
運営協議会印			発する文書用
鴨川市国民健康保険	方 20	れい書	国民健康保険運営協議会会長
運営協議会会長印			名をもってする文書

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いに関しては、鴨川市の公印に関する規定(平成 17 年鴨川市訓令第 4 号)の例による。

(委員の名簿)

第 18 条 市長は、国民健康保険運営協議会委員名簿(別記第 1 号様式)を 備え付けなければならない。

(会議の運営)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。